

令和 7 年度宮城県地域資源活用・地域連携サポート業務の企画提案に係る質問への回答

令和 7 年 4 月 2 4 日掲載

No.	質問事項	回答
1	・リーフレット製作業務・ウェブサイト作成を外部に委託した場合、これは再委託に該当しますでしょうか（別紙様式 3－3 の提出は必要でしょうか）	製作や作成の外部委託にあたり、元となる原稿を受注者が作成する場合は軽微な部分に係る作業委託として、別紙様式 3－3 の提出は不要ですが、原稿作成を含め、全ての製作・作成の作業を委託する場合は再委託に係る承認を受ける必要があります。
2	・契約保証金が免除される条件を教えてください。	財務規則（昭和三十九年三月三十日付け宮城県規則第七号）第百十四条第三項に該当する「競争入札に参加する資格を有する者が過去二年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しているとき」または、同条第四項に該当する「契約金額が百万円未満であるとき」を条件としております。